

犬山市が計画している犬山市立楽田小学校改築工事等の設計者を選定するため下記により技術提案書の提出を要請する。

記

1 プロポーザルの名称  
犬山市立楽田小学校改築工事等基本設計者選定プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

老朽化している犬山市立楽田小学校の校舎、屋内運動場等の施設について刷新するため、平成27年度に策定した楽田小学校改築等基本構想の理念に基づき、改築及び改修事業に係る基本設計業務を発注するため、設計者を選定する。

(2) 事業計画

- |   |               |               |
|---|---------------|---------------|
| ① | 平成28年度        | 基本設計          |
| ② | 平成29年度～平成33年度 | 実施設計及び改築等工事施工 |

(3) 事業内容

建物用途	学校	
敷地面積	約 23,500 m <sup>2</sup>	
計画方針		
＜新築＞		
新校舎	: RC造2階建て、又は3階建て	1,900m <sup>2</sup> 以下
新屋内運動場	: RC造又はS造1階一部2階建て	1,100m <sup>2</sup>
＜取り壊し＞		
北舎	: RC造3階建て	2,047m <sup>2</sup>
既設屋内運動場	: RC造2階建て	1,836m <sup>2</sup>
＜大規模改修＞		
南舎	: RC造4階建て	4,630m <sup>2</sup>
＜その他＞		
進入路、外構及び周辺施設含む（観察池、駐車場他）		

3 主催及び事務局

- (1) 主催 犬山市
- (2) 事務局 〒484-8501  
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地  
犬山市教育委員会教育部学校教育課  
(受付時間：午前8時30分～午後5時15分)  
※ただし、正午から午後1時を除く  
電話：0568-44-0351  
FAX：0568-44-0372  
Mail：070200@city.inuyama.lg.jp

#### 4 参加資格

- (1) 平成28・29年度犬山市競争入札参加登録名簿において、建築設計の業種登録事業者（以下「登録事業者」という。）であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、1級建築事務所登録簿に登録されたものであること。
- (3) 本手続きへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の時までの間に、犬山市の契約に係る指名停止要領に基づく市長の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 犬山市プロポーザル方式実施に関するガイドライン第4条の規定に該当する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

#### 5 参加条件

- (1) 参加表明書を提出する者は、単体企業であること。
- (2) 参加表明書を提出する者は、平成18年4月以降に児童生徒数300人以上の小中学校で、3,000㎡以上の校舎または体育館の新築・増築の実施設計を受注したことがあること。または、その他の各種学校施設及び体育館（延床面積5,000㎡以上）の新築・増築の実施設計受注があること。
- (3) 「プロポーザル参加表明書等作成要領（資料4）」を参照のこと。

#### 6 実施スケジュール

区分	内容	日時等
公表	実施要領発表	5月26日（木）
一次審査	参加表明書等交付 質問受付  質問回答 参加表明書提出期間 一次審査（選定委員会） 結果発表（公表、通知）	5月26日（木）より 5月27日（金）から 6月3日（金）まで  6月10日（金） 6月24日（金）～7月1日（金） 7月中旬 ※ただし土日を除く 7月下旬
二次審査	提案プレゼンテーション、ヒアリング 結果発表（公表、通知）	8月上旬頃予定 8月中旬頃

#### 7 参加表明等に関する説明書の交付

募集実施要領等、各種様式については、犬山市ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口での配付は行いません。

## 8 参加表明書等の提出方法

### (1) 参加表明書等の提出書類

ア	参加表明書	(様式1-1)
イ	参加表明書等受領書	(様式1-1-1)
ウ	事務所の概要	(様式1-2)
エ	学校施設の同種・類似業務実績	(様式2)
オ	管理技術者の経歴等	(様式3)
カ	各主任技術者の経歴等	(様式4)
キ	管理技術者の同種・類似業務実績	(様式5)
ク	担当主任技術者の同種・類似業務実績	(様式6)
ケ	担当業務分野の追加	(様式7)
コ	協力事務所の名称等	(様式8)
サ	楽田小学校改築等への提案(技術提案書)	(様式9)
シ	見積書	(様式10)

### (2) 提出場所

事務局(3(2)に記載)

### (3) 提出方法

提出期間内に、必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。  
提出書類受領確認のため、受付番号を付した受領書を交付する。

### (4) 提出部数

参加表明書(様式1-1)、(様式1-1-1)、(様式1-2)、(様式2)、(様式3)、(様式4-〇)(様式7)、(様式8)、見積書(様式10)は1部。その他は左上に1点留め(ホチキス等)とし9部。(写真はカラーコピーとしてもよい)

## 9 参加表明書等に伴う質問書の提出先及び方法

提出先は事務局とし、質問方法は(様式11)により電子メール(やむを得ない場合はFAXも可とする。電話により着信確認を行うこと。ただし、土日を除く。)で提出すること。回答は、犬山市ホームページに掲載するので質問の有無に関らず確認のこと。

## 10 審査

参加表明書等の審査は、楽田小学校改築工事等基本設計者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

[選定委員会委員] 8名

楽田地区人権擁護委員

楽田小学校保護者

伸びる城山っ子の会(基本構想づくり)アドバイザー

楽田小学校校長

中部大学教授

犬山市都市整備部長

犬山市市民部長

犬山市経営部長

## 11 選定概略

### (1) 第一次審査（書類審査）

選定委員会で参加表明書等を審査し、ヒアリング要請者として、5者程度を選定する。なお、評価点が最低基準点（満点の6割）に満たないプロポーザル参加者は選外とし、全プロポーザル参加者が最低基準点に満たない場合は、業務内容を見直し、必要に応じて再度公募実施するものとする。

### (2) 第二次審査

楽田小学校改築等への提案（技術提案書）のプレゼンテーション及びヒアリングにより評価し、最優秀者1者、次点者1者を特定し、市長に報告する。

### (3) 特定基準

選定委員会は、第一次審査では下表に示す企画評価（90%）と見積価格に対する価格評価（10%）に基づいて特定し、第二次審査では企画評価で特定する。

企画評価表

評価項目	評価事項
1, 事務所の実力 （業務経歴等）	同種・類似業務実績、同種・類似業務 適応性、技術者数、有資格者数
2, 担当チームの能力 （技術者等の経験と能力）	管理技術者及び担当主任技術者等の資格、 経験、業務実績、繁忙度、受賞実績等
3, 担当チームの対応 （業務の実施方針・手法 及び提案）	(1) 取り組み意欲 (2) 業務の理解度 (3) 技術提案の的確性、独創性、実現性 (4) 実施方針の妥当性

## 12 費用負担

参加表明書等の作成にかかる費用は、提案者の負担とする。

## 13 選定後の業務内容

市長は選定委員会から報告を受けた特定結果を尊重して、最優秀となった者を犬山市立楽田小学校改築等に関する基本設計業務の随意契約の相手方とするものとする。ただし最優秀者との契約が不調となった場合は次点者を随意契約の相手方とするものとする。

### (1) 委託業務名

犬山市立楽田小学校改築工事等基本設計業務委託

### (2) 業務内容

ア) 基本設計

イ) 各種説明会、会議等への参加協力、資料作成

ウ) ワークショップの実施及び運営

### (3) 履行期限

平成29年3月を予定

### (4) その他

平成28年度予算の基本設計業務委託料は、19,721千円（消費税込）以内を予定している。なお、契約保証金は免除とする。

支払時期については契約書による。ただし、委託料には旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

プロポーザルは、設計適格者を選定するものであり、具体的な設計作業は、参加表明書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとする。

#### 14 その他

- (1) 随意契約の相手方になった者と犬山市は契約書を取り交わすものとする。
- (2) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語、日本円とする。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、事務局とする。
- (4) 参加表明書等を提出した者が選定委員会委員または関係者と本計画に関する接触を求めた場合は失格とする。
- (5) 選定委員会委員が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は参加できない。
- (6) 技術提案書作成にあたり、すでに発表されたものと同じ、あるいは類似の提案をしたものは失格とする。
- (7) 提出されたものは、審査に必要な範囲において複製できるものとする。また、参加者において提出された書類を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は事務局の承諾を得ること。
- (8) 参加表明書等は返却しない。
- (9) 審査結果（最優秀者、次点者等）は、公表する。
- (10) 参加表明書等は、原則として提出後の差し替え、再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの了解を得なければならない。
- (11) 現地見学会は開催しない。現地の調査、見学等を希望する場合は事務局に連絡をすること。また、学校であることから、児童、近隣住民、学校関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、学校の指示等に従うこと。（原則1回）トラブルが起きた場合、内容により失格とする。